

オイコクレジット・ジャパン定款

第1章 総則

第1条 (名称)

本組合は、その名称をオイコクレジット・ジャパンとする。

第2条 (目的)

オイコクレジット・ジャパンは、社会的責任投資及び融資を国際的に行っている Oikocredit (*) の活動に賛同し、Oikocredit のサポートアソシエーションとしての活動を通して、世界の貧窮地域における人々の開発努力を支援し、社会的公正と自立を伴う持続可能な開発に寄与する事を目的とする。

(*) Oikocredit とはオランダ (Berkenweg 7, 3818 LA Amersfoort, The Netherlands) に本部を置き、オランダの協同組合法に従う開発協同組合である。

第3条 (事務所の所在)

事務所は、大阪に置く。

第4条 (規約及び規則)

この定款で定めるものの他必要な事柄は規約及び規則で定める。

第2章 活動

第5条 (活動)

第2条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

1. 出資金の募集と Oikocredit への出資
2. Oikocredit とその活動に関する広報
3. Oikocredit 総会への代表派遣
4. 持続可能な開発に関する調査研究と情報の普及
5. その他第2条の目的を達成するために必要な活動

第3章 組合員

第6条 (組合員の資格)

次にあげる者で第2条の目的に賛同し、出資する者はオイコクレジット・ジャパンの組合員となることができる。

1. 18才以上の市民
2. 法人その他の団体

第7条 (入会の手続き)

組合員になろうとする者は、所定の申込書に必要事項を記載してオイコクレジット・ジャパン運営委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

第8条 (記載事項変更の届出)

第12条 第7条に掲げる事項に変更を生じた時には、組合員は、遅滞なく、組合に届出なければならない。第10条、第11条より加入した組合員の場合も同様とする。

第9条 (出資)

1. 組合員は、一口 10,000 円の出資を何口でもすることができる。オイコクレジット・ジャパンは組組合員からの出資金をまとめ、原則として年 2 回、定める規定に従って Oikocredit の株を購入する。
2. 1 組合員の出資口数は、総口数の 100 分の 50 を超えてはならない。

第10条（退会）

1. 組合員は所定の退会申込書に必要事項を記載して提出することにより、いつでもオイコクレジット・ジャパンを退会することができる。出資金の処遇については退会申込書に明記する。払い戻しは第12条4項に従う。
2. 住所や名前の変更、またはその他の事情で本人からの返信がなく、事務局と3年以上連絡の取れない場合オイコクレジット・ジャパンを退会したものとみなし、その出資金は5年間保管後、オイコクレジット・ジャパンに所有権を移行するものとする。

第11条（除名）

組合員が次の各号の一つに該当するときは、総会の議決によって除名することができる。

1. 第2条の目的に反する行為を行い、オイコクレジット・ジャパンの信用を失墜させたとき。
2. オイコクレジット・ジャパンの活動の妨害を行ったとき。

第12条（出資金の払い戻し）

1. 組合員は出資後2年経過した後に、所定の請求書に必要事項を記載して提出することにより、払い戻しを受けることができる。
2. 前項の既定による払い戻し金額は、組合出資金総額に対する退会者出資金の比率に応じて保有する Oikocredit 株を、出資額を限度として案分し、そのドル貨額を申し出時点での為替レートにて円貨に換算した額とする。
これは出資金の元本の払い戻しを保証するものではない。
3. 前項の既定による払い戻し金額の計算に関して出資者の請求があった場合は、オイコクレジット・ジャパンはその明細を明らかにしなくてはならない。
4. 出資金の払い戻しは、請求を受けた日から6ヶ月以内に行い、その明細を請求者に送付する。

第4章 機関

第13条（組合総会の権限）

組合総会は次の事項を決議することができる。

定款の承認ならびに改正

1. 規約及び規則の制定ならびに改正
2. 予算ならびに決算の承認
3. Oikocredit に対する出資、その中断と撤退
4. 組合員の除名
5. 運営委員ならびに監査人の選任及び解任
6. 当該年度の活動方針
7. 組合の解散

第14条（組合総会の招集）

1. 定期総会は、毎年1回、第20条に定める事業年度の期末から4ヶ月以内にこれを召集することを要する。
2. 臨時総会は、必要ある場合に臨時にこれを召集する。
3. 組合員の10分の1以上の請求があるときは、総会を招集しなければならない。

第15条（組合総会の招集手続き）

1. 総会の招集は、運営委員会がこれを行う。
2. 運営委員会は、総会の10日前までに各組合員に総会の目的たる事項及び日時・場所を記載した書面を発しなければならない。

第16条（組合員総会の決議方法）

1. 総会における決議権は、組合員一人当たり 1 票とする。
2. 総会の決議は、組合員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってなす。
3. 各組合員は、代理人をもってその議決権を行使することができる。但し、代理人は代理権を証する委任状を提出することを要する。

第 17 条（運営委員）

1. 運営委員は 5 人以上とする。
2. 運営委員は総会において選挙する。
3. 運営委員の任期は 1 年とするが、再任を妨げない。
4. 運営委員は運営委員会を構成する。

第 18 条（運営委員会）

1. 運営委員会は、各運営委員がこれを招集する。
2. 運営委員会の決議は、運営委員の過半数が出席し、その運営委員の過半数をもってなす。
3. 運営委員会は、オイコクレジット・ジャパンの活動を執行する。
4. 運営委員会は、必要に応じて事務局員を選任し、活動の執行を補助させることができる。
5. 運営委員は、必要に応じて顧問を選出することができる。

第 19 条（代表および事務局長）

1. 組合に代表 1 人及び事務局長 1 人を置く。
2. 代表は本組合を代表する。
3. 代表及び事務局長は、総会において運営委員の中から選出する。
4. 代表が欠けた場合は、運営委員会の決議により運営委員の中から代行者を定めるものとする。

第 20 条（事務局長及び事務局の任務）

1. 事務局長は組合の通常事務を行う。
2. 事務局は事務局長を補佐する。
3. 事務局長は、定款、規則、総会決議又は運営委員会決議に基づいて細則を定めることができる。
4. 事務局長は前項の規定のほか、組合の通常事務の執行に必要な事務処理上の細則を定めることができる。

第 21 条（監査）

1. 監査人は、1 名以上とする。
2. 監査人の任期は 1 年とするが、再任を妨げない。
3. 監査人は、運営委員会に出席することができる。
4. 監査人は次の業務を行う。
 - (1) 本組合の財産状況や業務執行状況を監査すること
 - (2) 財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見した時は、これを総会に報告すること
 - (3) 前号の報告をするために必要がある場合には、運営委員会および総会を招集すること

第 5 章 会計

第 22 条（事業年度）

オイコクレジット・ジャパンの事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までとする。

第 23 条（余剰金の処分）

Oikocredit への投資金に対する配当金、年度末剰余金は、組合員に配当は行なわず、第 5 条の活動、または組合全体にとっての資産強化に充当する。

第24条（損失の処理）

1. 損失の補填は、次期引当金によって行う。
- 2 前項の規定によっても損失のてん補に不足する場合には、総会の議決により、出資口数を減少させるか、欠損金を翌期に繰り越すことができる。
- 3 前項の規定により出資口数を減少させる場合には各組合員の出資口数に応じて同一の割合で出資口数を減少させ、持分の払戻しは行わない。

第25条（財産の分配）

本組合の解散のときにおける財産の分配、及び剰余金の処理は、総会で決定する。

セキュリティポリシー

第1条 関係法令を遵守し、個人情報 は 目的の範囲内でのみ使用するほか、苦情処理にも適切に取り組む。

第2条 個人情報は組合の事務処理ののみに使用する。

第3条 組合員よる個人情報の開示及び訂正については、書面にて受付を行う。なお、実費が発生する場合には、組合員の負担をお願いする。

第4条 個人情報の取扱いに関する質問等は電話及びメールで受け付ける。

以上

2009年7月19日 改訂

2010年7月4日 改訂

2015年7月20日 改訂

2018年7月22日 改訂